

○農林省令第三十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）  
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

昭和五十年七月五日

農林大臣 安倍晋太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の二の項の植物の欄中「マンゴウ属植  
物」の下に「（フィリピン共和国から発送され、他  
の地域を経由しないで輸入されるマニラスパー  
種のマンゴウであつて農林大臣が定める基準に適  
合しているものを除く。次項において同じ。）」を  
加ふる。

附 則

この省令は、昭和五十年七月十日から施行す  
る。